

【改定前】みどり市

料金は、1月につき、次の区分による基本料金と従量料金の合計に消費税相当額を加えて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

用途別	口径別	基本料金 (1箇月)	従量料金 (1立方メートル当たり)
専用栓	13ミリメートル	750円	1立方メートルから10立方メートルまで 50円
	20ミリメートル	1,650円	11立方メートルから20立方メートルまで 130円
	25ミリメートル	2,650円	21立方メートル以上 180円
	30ミリメートル	4,100円	
	40ミリメートル	8,200円	
	50ミリメートル	15,000円	
	75ミリメートル	42,000円	
	100ミリメートル	88,000円	
私設消火栓 (演習用)	演習1回10分ごとにつき	2,500円	ただし、10分未満は10分として計算する。

備考

専用栓とは、私設消火栓を消防演習のために使用したとき以外のものをいう。

【改定前】みどり市

■水道料金 = (基本料金 + 従量料金) × 110 / 100

計算例

口径20mmで2ヶ月の使用水量が55m³の場合
55m³ ÷ 2 = 27m³ 余り1m³

①27m³の計算

基本料金			=	1,650円
従量料金	1~10m ³	(10m ³ × 50円)	=	500円
	11~20m ³	(10m ³ × 130円)	=	1,300円
	21~27m ³	(7m ³ × 180円)	=	1,260円
計			=	4,710円

②27m³ + 1m³ = 28m³の計算

基本料金			=	1,650円
従量料金	1~10m ³	(10m ³ × 50円)	=	500円
	11~20m ³	(10m ³ × 130円)	=	1,300円
	21~28m ³	(8m ³ × 180円)	=	1,440円
計			=	4,890円

③合計

(4,710円 + 4,890円) × 110 / 100 = 10,560円
(1円未満切り捨て)